

## 「外国人登録証明書」が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間

施行日（2012年（平成24年）7月9日）の時点において外国人の方が有する在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間は次のようになります。

（注）その期間が外国人登録証明書に記載されている次回確認申請期間よりも短い場合がありますのでご注意ください。

### <特別永住者>

16歳以上の方 （～1996.7.10生まれ）	2015年（平成27年）7月8日又は 前回の確認申請後7回目の誕生日、のいずれか遅い日まで
16歳未満の方 （1996.7.11以降生まれ）	16歳の誕生日まで

### <永住者>

16歳以上の方 （～1996.7.10生まれ）	2015年（平成27年）7月8日まで
16歳未満の方 （1996.7.11以降生まれ）	2015年（平成27年）7月8日又は 16歳の誕生日、のいずれか早い日まで

### <特定活動> \* 特定研究活動等により「5年」の在留期間を付与されている者に限りませ

16歳以上の方 （～1996.7.10生まれ）	在留期間の満了日又は 2015年（平成27年）7月8日、のいずれか早い日まで
16歳未満の方 （1996.7.11以降生まれ）	在留期間の満了日、 2015年（平成27年）7月8日又は 16歳の誕生日、のいずれか早い日まで

### <それ以外の在留資格> 例：定住者、日本人の配偶者等、技能実習、留学、上記以外の特定活動

16歳以上の方 （～1996.7.10生まれ）	在留期間の満了日まで
16歳未満の方 （1996.7.11以降生まれ）	在留期間の満了日又は 16歳の誕生日、のいずれか早い日まで

■ 中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間「在留カード」とみなされます

中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」については、新しい在留管理制度の導入後、地方入国管理官署での手続や市区町村での住居地関係の手続においては、一定の期間「在留カード」とみなされますので、在留カードが交付されるまで引き続き所持してください。中長期在留者は、地方入国管理官署における新たな在留カードの交付を伴う各種届出・申請の際に、在留カードに切り替えていただくこととなるほか、地方入国管理官署で希望していただければ切り替えることができます。